

事 務 連 絡  
平成27年11月12日

各 都道府県 消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室

障害者差別解消法の施行に向けた消費生活協同組合（連合会）への周知について

大臣認可生協に対し、別添のとおり通知いたしました。

各都道府県におかれては、同法の理念をご理解いただくとともに障害者の差別解消に向けた取組を積極的に進めていただくため所管生協に対し、本ガイドラインの周知について御協力をお願いいたします。

別 紙

事 務 連 絡

平成 27 年 11 月 12 日

各 厚生労働大臣認可 消費生活協同組合（連合会） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

消費生活協同組合業務室

「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」について

平成 25 年 6 月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）が、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。

同法第 11 条の規定に基づき、本日付けで、障害者に対する不当な差別的取扱い禁止や、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の実施に関し、福祉分野の事業者が適切に対応するために必要な考え方を示した「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」が厚生労働大臣により決定されました。

各生協におかれては、本ガイドラインを参考に相談体制の整備や職員の研修・啓発といった障害を理由とする差別を解消するための取組を積極的に進めていただくことを期待いたします。

<別添資料>

1. 障害者差別解消の「対応要領」「対応指針」について（概要資料）
2. 福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針（平成 27 年 11 月 11 日）